

上野事務所ニュース

令和2年5月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

雇用調整助成金の申請簡素化について

雇用調整助成金の申請については、日々情報が更新されており、以前お知らせした内容から変わってきている

点があります。新たに追加、変更された内容は以下のとおりです。

【助成率の拡充】

中小企業が解雇等を行わず、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、事業主が支払った休業手当等のうち、60%を超えた部分については、助成率が100%となります。

【生産指標の比較方法】

計画届の提出日の属する月の前月の売上について、これまでは前年同月と比較していましたが、前年同月と比較ができない場合には、

①前々年同月との比較

②前年同月から12か月のうち適切な1か月のいずれかと比較することが可能となりました。なお、売上等の要件については、従来通り5%以上の減少が必要です。

*以下の変更点の詳細については、厚生労働省が5月19日に発表することになっています。

【休業等計画届の提出について】

申請手続きの簡略化のため、休業等計画届の提出が不要となります。これまで計画届と一緒に提出していた書類は、支給申請時に提出することになる見込みです。

【助成額の算定方法】

小規模事業者（従業員が概ね20人以下）	左記以外の場合
助成額を計算する際の平均賃金ではなく、「実際に支払った休業手当額」を用いて助成額を算定できるようになります。これにより助成額は、実際に支払った休業手当額に助成率を掛けた金額となります。	助成額を計算する際の平均賃金は、前年度の雇用保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定していましたが、「源泉所得税」の納付書に記載された支給額をもとに算定することが可能となります。一人当たりの平均賃金額は、納付書の「支給額」を人員の数で除した額で算定することができ、助成額の計算が簡素化されます。

雇用調整助成金についての最新情報は

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.htmlで確認できます。

厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を納付することが一時的に困難な場合、管轄の年金事務所へ

申請することにより、厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができます。厚生年金保険料等を期日までに納付しない場合、督促状が届き、延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。今回の納付猶予特例を申請することで、延滞金や滞納処分を受けることなく、納付の猶予が可能となります。対象となる厚生年金保険料等は、令和2年

2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものです。既に納付期限が過ぎている(令和2年2月1日から令和2年4月30日)厚生年金保険料等については、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。対象となる事業所は次のいずれにも該当する事業所です。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること。

住民税の特別徴収通知について

住民税別徴収を行う事業所宛てに今年度の徴収税額通知が送付されてきます。6月は、年額を12等分した額と過不足を調整して納付するため、7月以降とは金額が異なります。給与計算の際はお気を付けください。

子ども・子育て拠出金率が改定されました

令和2年4月分(令和2年5月31日納期限)より、子ども・子育て拠出金率が厚生年金標準報酬月額に対して0.34%から0.36%に改定されます。この拠出金は従業員に子どもがいなくても、全ての従業員(厚生年金保険の被保険者)が対象です。

高年齢被保険者の雇用保険料免除について

令和2年4月分より雇用保険に加入しているすべての従業員から雇用保険料を徴収することになります。2020年4月1日時点で満64歳以上の雇用保険被保険者の雇用保険料は令和2年度の概算保険料に含めて計算してください。

O&A なぜならどうして?

Q: 医療従事者が新型コロナウイルスに感染した場合には、仕事以外で感染したことが明らかなき以外は労災保険が給付されると聞きました。当社は小売業ですが、医療関係以外の業種でも、同じよ

うに労災保険は給付されるのでしょうか?

A: 新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについては、令和2年4月28日付で通達が出されており、次のような取扱いとなっています。

①医療従事者等の場合

患者の診療もしくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

②医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性が認められる場合には、労災保険給付の対象となります。感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の対象となります。

③医療従事者等以外の労働者であって、上記②以外のもの

感染経路が判明しない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる次のような業務に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性を判断します。

- i 複数人(請求人を含め2人以上)の感染者が確認された労働環境下での業務
- ii 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務(小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等)

新型コロナウイルス感染症の労災保険給付についても、通常の労災保険給付と同様に、個々の事案ごとに調査が行われ、給付の対象となるか否かを判断します。

夏期の服装のときは、ネクタイ、上着を外させていただきます。

天候によっては5月から行います。宜しくお願い致します。

